

2021年11月17日

リニューアブル・ジャパン株式会社

代表取締役社長 眞邊 勝仁

問合せ先：03-5510-9086（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営上の重要課題であると認識しております。また、当社は、第二種金融商品取引業者として、法令遵守の監視体制の構築・運用は重要であると考えております。具体的な監視機能としては、法務部・リスク・コンプライアンス部及び内部監査室により、業務の監視をするとともに、監査役が独立性を保ち、十分な監査機能を発揮すること等で担保されております。

経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこと、並びにすべてのステークホルダーから信頼を得るため、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける以下の5つの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社H&Tコーポレーション	10,640,000	41.22%
東急不動産株式会社	4,100,000	15.88%
Shanghai Alliance Financial Services Co., Ltd	2,550,000	9.87%
関西電力株式会社	2,200,000	8.52%
ENEOS 株式会社	2,200,000	8.52%
眞邊 勝仁	860,000	3.33%

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

Yang Pang	646,000	2.50%
JAIC・キャピタル・パートナーズ 株式会社	500,000	1.93%
三菱UFJキャピタル株式会社	250,000	0.96%
J A三井リース株式会社	250,000	0.96%

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上 50社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名以内
定款上の取締役の任期	選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
沼野 由行	他の会社の出身者								△			
安田 義則	他の会社の出身者								△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
沼野 由行	○	独立役員として指定している、社外取締役の沼野由行氏が専務執行役を務めておりましたフロンティア・マネジメント株式会社と当社は取引がありましたが、すでに契約満了で当社と取引はございません。また2017年2月に沼野氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害	沼野由行氏は、金融業界の経験が豊富で企業経営に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の強化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。

		関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
安田 義則	○	独立役員として指定している、社外取締役の安田 義則氏が代表取締役社長執行役員就任を務めておりました株式会社 JA 三井リースは当社の株主であり、現在、当社が借入れを行っている金融機関ですが、議決権保有比率は5%未満、融資額が直近事業年度における当社の連結総資産の2%未満であります。また、2017年6月に安田氏は同社を退職しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと考えております。	安田義則氏は、金融業界の経験が豊富で企業経営に関する幅広い見識があることから、当社として、業務執行機能の監督機能の強化のために、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外取締役として選任するものです。また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

補足説明

当社は、経営の客観性・透明性を確保するため、任意の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役2名、代表取締役社長1名から構成され、常勤監査役がオブザーバとして出席しております。同委員会においては、社外取締役が委員長となり、委員の過半数による決議により意思決定することとして、客観性を図っております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時開催をしております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置し、内部監査人3名を配置しております。内部監査人は年間の内部監査計画に基づき、当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び各規程への準拠性を確認するという観点から、全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長に報告するとともに、被監査部署に対しては、その業務活動の改善及び適切な運営に資するよう提言等を行っております。

会計監査人であるEY新日本監査法人、監査役および内部監査室は、随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
芳木 亮介	他の会社の出身者／公認会計士										△			
豊島 國史	他の会社の出身者／弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
芳木 亮介	○	独立役員として指定している、社外監査役の芳木亮介氏が代表取締役を務めております Y Plus Advisory 株式会社と当社は過年度取引がありましたが、2015年4月に契約満了により取引は終了しており、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと考えております。	芳木亮介氏は、公認会計士資格を有し、財務・税務・会計に関する相当程度の知見と経験を有していることから、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外監査役として選任するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。
豊島 國史	○	豊島氏は豊島総合法律事務所の代表であります、同法律事務所と当社との間にこれまで取引はなく、同氏との間で取引関係その他の利害関係はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考えております。	豊島國史氏は、弁護士資格を有し、コーポレート・ガバナンス、労務および法律に関する相当程度の知見と経験を有していることから、専門的かつ適切な助言・提言を期待して社外監査役として選任するものです。 また、同氏は東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有し

			ております。
--	--	--	--------

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

<p>当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めは設けておりませんが、選任に際しては、株式会社東京証券取引所が定める基準等を参考にしております。</p>
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社グループでは、業績向上と企業価値の向上に対する役職員の意識や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を採用しております。また今後、当社グループの事業に高い貢献が期待できる一部の社外協力者の方にストックオプションを付与しております。</p>
--

ストックオプションの付与対象者	当社役職員, 子会社の役職員, その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

<p>当社グループでは、株主総会で承認された範囲内で、その地位や役割期待に応じて役職員、一部の社外協力者の方にストックオプションを付与しております。</p>
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別開示はしておりません。取締役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。</p>

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>当社は、2016年3月28日の定時株主総会及び2018年9月10日開催の臨時株主総会決議に基づいて、取締役の報酬額として年額150百万円以内及び監査役の報酬額として年額30百万円以内の報酬枠を設けております。個々の金額につきましては、取締役は報酬枠の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により、監査役は報酬枠の範囲内において、常勤、非常勤の別、職務の分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定されております。なお、取締役の報酬の決定に</p>
--

際しては、取締役会は指名報酬委員会に諮問し、同委員会は取締役会又は代表取締役に答申することとしており、報酬決定の客観性を担保する仕組みを構築しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役へのサポートは主に法務部が行っております。取締役会の議案及び説明資料については、十分に検討する時間が確保できるように事前に法務部より送付し、必要に応じて説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役5名)で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、監査役全員が出席し、取締役会の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

なお、社外取締役沼野由行及び安田義則を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

b 監査役会・監査役

当社は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、原則毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時開催をしております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

なお、社外監査役芳木亮介および豊島國史を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

c 指名報酬委員会

当社は、経営の客観性・透明性を確保するため、任意の諮問機関として、「指名報酬委員会」を設置しております。指名報酬委員会は、社外取締役2名、代表取締役社長1名から構成され、常勤監査役がオブザーバとして出席しております。同委員会においては、社外取締役が委員長となり、委員の過半数による決議により意思決定することとして、客観性を図っております。

d 執行役員制度

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を実現するために、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で選任され、取締役と同じく任期を1年としております。各本部の本部長及び副本部長は執行役員となり、現在8名の執行役員が選任されております。各執行役員は、自己が所属する本部の業務執行責任を負うこととし、迅速かつ適正な業務執行を図っております。

e 経営会議

経営会議は、常勤取締役（代表取締役を含む。）、執行役員及び取締役社長が必要と認めた者により構成されております。また、監査役は会議に出席し、意見を述べる体制となっております。経営会議は、原則として毎週開催し、臨時会議は必要に応じて開催し、業務執行上の重要な事項に関して、取締役会の委嘱を受けた事項、経営に関する重要な事項、取締役会に上程すべき事項、取締役社長の諮問事項、当社稟議規程に定められた事項、その他、構成メンバーが必要と認めた事項について審議を行い、経営活動の効率化を図っております。

f リスク・コンプライアンス委員会

当社では、コンプライアンス違反リスクを含む事業リスクの管理を統括し、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化を未然に防止するとともに、コンプライアンス違反を含むリスクの顕在化が発生する場合に対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長、各本部長、リスク・コンプライアンス部長、社長室長、その他委員長が指名した者で構成され、委員長は代表取締役社長がこれにあたり、業務を遂行しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、次の項目に関して決議を行います。

1. リスク管理・コンプライアンスの推進及び改善に係る重要な方針の策定に関すること
2. リスク管理・コンプライアンスの推進及び改善のための啓発に関すること
3. コンプライアンス違反を含むリスク顕在化への対応等
4. リスク顕在化という事態に対する初動調査および実態解明を通じて発見された内部統制上の問題点の要因
分析と再発防止策の策定に関すること
5. その他リスク・コンプライアンス委員が必要と判断する事項

リスク・コンプライアンス委員会は四半期に一度開催される他、必要に応じ随時開催されます。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」を制定し、運用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は業績の拡大に応じ、経営監視・牽制機能の強化を図るべく、積極的に役員にふさわしい人材を社外から登用し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めて参りました。当社では、当社と利害関係のない社外取締役2名、社外監査役2名を招聘し、当社の経営陣とは独立した立場で取締役会にて発言

頂くことが可能となっております。また、当社の社外取締役並びに社外監査役は、経営・財務に知見のある方、公認会計士等といった専門家を招聘することで、取締役会、監査役会、内部監査、会計監査人等、様々な連携体制を経営の効率化だけでなく、適切なディスクロージャー、コンプライアンス、少数株主保護等様々な観点から強化するべく、現在の体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、招集通知の早期発送を検討しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であるため、株主総会の集中日開催を避け、多くの株主様が出席できるよう配慮していく所存です。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家等株主からの電磁的方法による議決権行使の要請あるいはニーズの大きさに応じて導入是非を判断いたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	同様に当社は上場以降、機関投資家等株主からの要請あるいはニーズの把握とともに導入コストを勘案した上で、議決権電子行使プラットフォームへの参加是非を判断いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	既に英文での招集通知(要約)の提供を行っており、今後も引き続き実施して参ります。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、IRサイトを設け、基本方針等を開示する予定であります。	—
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は不定期に実施する予定であります。個人投資家向けの情報はホームページにて定期的に掲載していく予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的	代表取締役社長(および必要に応じてIR担当役員)により、年2回(本決算及び第2四半期決算の公表後)の決算説明	あり

説明会を実施	会を行う予定であります。	
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けのカンファレンスへの参加や、海外投資家への直接訪問を通じて、不定期に説明を行う予定であります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページにおいて、IR サイトを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料などを掲載する予定であります。	あり
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部社長室および経理財務本部財務部を担当部署とする予定であります。	あり
その他	—	—

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは「持続可能なエネルギーを届け、生き生きと暮らせる未来を実現します」というビジョンのもと、「① クオリティの高い再生可能エネルギー発電所をつくり、安全に運営します」「② 金融のノウハウを活かし、再生可能エネルギーをひろげます」「③ 再生可能エネルギーで地域社会を元気にします」という3つのミッションを掲げて事業を行っております。 地球環境に優しい再生可能エネルギー発電事業を通して、環境と調和した事業活動を推進し、お客様、株主、投資家、地域社会とともに、地球との共生を目指し、地球環境保全と社会の発展に貢献してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境に優しい再生可能エネルギー発電事業を通して、環境と調和した事業活動を推進し、お客様、株主、投資家、地域社会とともに、地球との共生を目指し、地球環境保全と社会の発展に貢献しています。 また、当社では、発電設備を地域コミュニティの一部として位置付けた催し物を開催し、地域のコミュニティの活性化に努めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、株主・従業員・顧客、取引先等すべてのステークホルダーに対し、積極的に情報提供を行っていくことを重要な責務と認識しており、東京証券取引所が定める適時開示規則に則った開示はもちろんのこと、その他ステークホルダーの皆様には有益な情報については、当社のコーポレートサイトや説明会等において積極的に情報提供を行っていく所存です。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」を制定するとともに、各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底をはかり、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、法令等の遵守状況及び内部統制機能の有効性を確認するため、監査役及び内部監査室が役職員の業務執行状況を監視し、必要な監査を実施しております。

1. 当社グループの取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、役職員を対象とした「行動規範」を定め、コンプライアンス体制の基盤としており、当社グループの取締役はその率先垂範となり、社員に対して周知徹底を図る。
- ② 当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督および監査役会の監査という組織体制の下で、取締役の職務執行の適法性を確保する。
- ③ 当社は、リスク・コンプライアンス部を設置し、法令違反およびその他のコンプライアンス違反行為が生じないよう、あるいは生じた場合に速やかに対応できるよう、当社のコンプライアンス体制の構築・運用を推進する。
- ④ 当社は、「コンプライアンス・ガイドライン」を定め、役職員が遵守すべき法令およびコンプライアンスの周知徹底を図り、コンプライアンス意識を向上させる。
- ⑤ 当社は、役職員の法令および定款違反行為の未然予防ならびに早期発見のために内部通報体制を整備および運用し、役職員の法令および定款違反等の重要な問題については、懲罰委員会を開催し、「就業規則」に従い適正に処分を決定する。
- ⑥ 当社グループは、「反社会的勢力への対応に係る基本方針」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度をもって対応し、取引関係を含めて一切の関係を遮断する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の適切な管理体制の基盤としており、当社の取締役は、社員に対して情報資産管理の重要性について理解を得られるよう周知徹底を図る。
- ② 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書または電磁的媒体（データ）に記録し、定められた期間、取締役が閲覧可能な状態で適切に保存・管理する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク・コンプライアンス部を設置し、企業活動全般に係る個々のリスクについて、認識・分析・評価し、対応することを定めた「リスク管理規程」およびその他個別リスクに係る規程等に従い、リスク管理体制を整備・構築する。
- ② 当社は、「子会社管理規程」を定め、当社グループの企業活動上で認識しうるリスクを収集し、分析・評価できるリスク管理体制を整備・構築する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役会を原則として月1回実施し、必要に応じて臨時の取締役会を開催して、取締役の間で職務執行の状況を監督するとともに意思の疎通を図り、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
- ②当社は、取締役会の決定に基づく業務執行について、当社の「組織規程」「稟議規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等に従い、役割、責任および業務手続きを明確にしており、必要に応じて見直しを図る。
- ③当社は、社内取締役および執行役員等から構成される経営会議を定期的実施し、取締役会付議事項および業務執行上の重要な事項等の審議・諮問を行う。

5. 当社グループの業務の適正を確保するための体制および当社グループの取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社グループは、「行動規範」等のポリシーを定め、当社グループに適用させ、業務の適正を確保する体制の基盤としたうえで、当社グループ各社が諸規程を制定および改定する。
- ②「子会社管理規程」に従い、当社グループの業績、財務および経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備して管理する。
- ③当社の内部監査室が、「内部監査規程」及び「財務報告に関する内部統制規程」に従い、当社グループの業務監査および財務報告に係る内部統制システムの有効性評価を行い、業務の適正を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項および当該社員の取締役からの独立性ならびに指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査役は、必要がある場合は取締役に通知したうえで、社長室に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。
- ②前号により、監査役から命令を受けた社員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は監査役に対してのみ実施する。

7. 当社グループの取締役および社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①監査役は取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役および社員から説明を受けることができるものとする。
- ②当社グループの取締役および社員は、監査役に対して、法令および定款の遵守に関する事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等について、速やかに報告する。報告の方法については、会議、面談、電話または電子メール等により随時報告できる体制を整備する。
- ③監査役へ報告した取締役および社員が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

8. 監査役等の職務の執行について生じる費用の前払または償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。

②監査役は、監査の実施に当たり必要と認められる場合、独自の外部専門家に相談することが可能であり、その費用は会社が負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、代表取締役社長および取締役との間で定期的な意見交換会を実施する。

②監査役は、内部監査室および会計監査人と情報共有を随時実施し、連携して監査が実効的に行われることを確保する。

10. 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況を評価し、維持・改善に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「反社会的勢力への対応に係る基本方針」において、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否するものとしています。

具体的には、リスク・コンプライアンス部を反社会的勢力への対応部署と定め、反社会的勢力排除に向け「反社会的勢力への対応に係る基本方針」及び「反社会的勢力対応に関する規程」を定め、運用しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

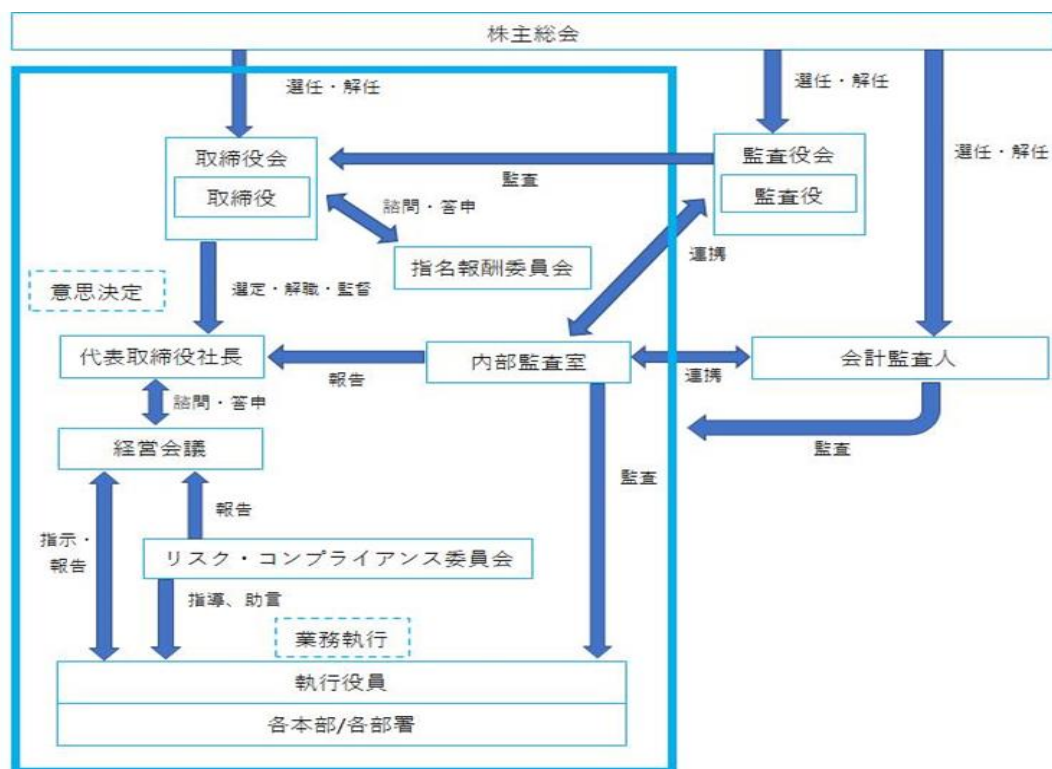
—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

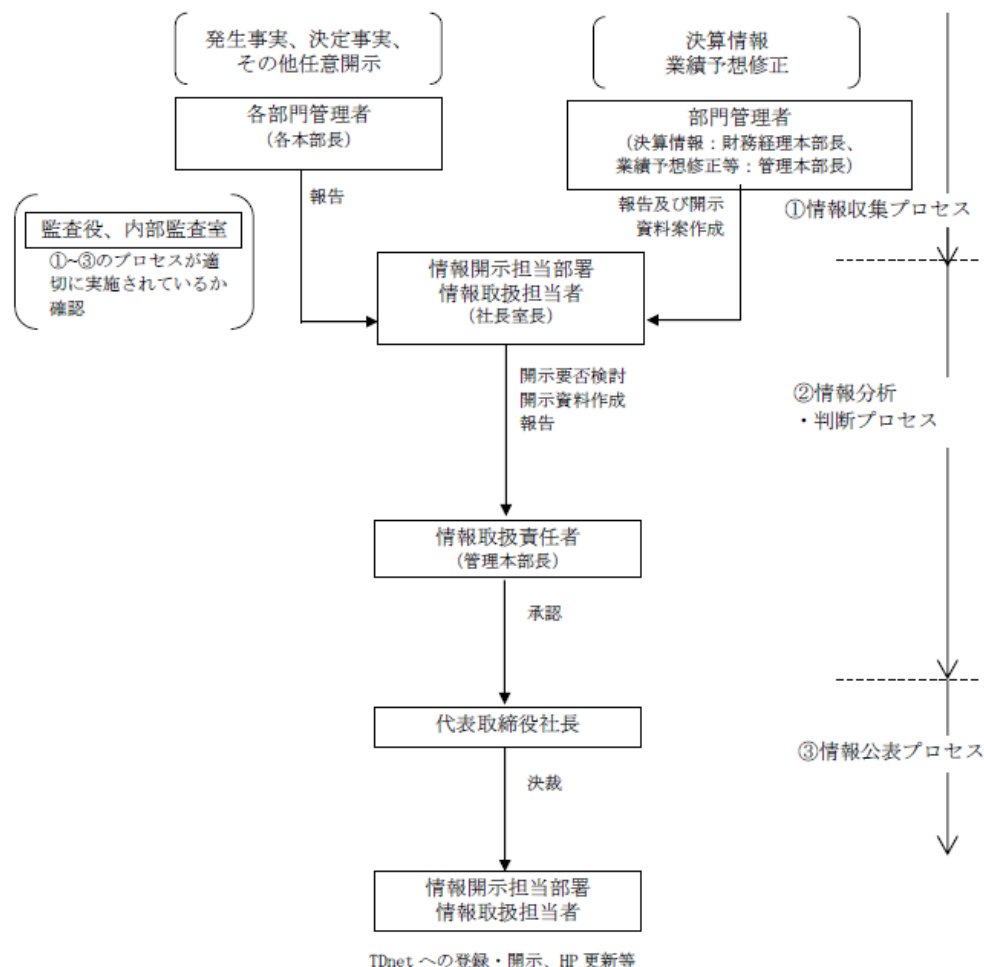
(1) コーポレート・ガバナンス体制
 模式図（参考資料）をご参照ください。

(2) 適時開示体制について
 当社は、「適時開示マニュアル」を定め、取引所規則、金融商品取引法、その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を開示するように努めて参ります。

【当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示業務フロー図】



以上